

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	行政文書等配達員派遣業務	
契 約 内 容	①午後1時から午後5時までの本庁舎～各出張所間の行政文書配達業務 ②午前8時30分から午後5時までの各町内会への広報誌配達業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会	
契 約 金 額	4,809,895円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会に対し業務委託する。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課																									
件 名	日直委託業務																									
契 約 内 容	午前8時30分から午後5時までの日直業務。 (各種届出書類の預り、電話の対応及び庁舎内の戸締り確認に関する業務。)																									
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																									
契 約 金 額	1,605,744円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託する。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課																	
件 名	宿直委託業務																	
契 約 内 容	午後5時から翌日午前8時30分までの宿直業務。 （各種届出書類の預かり、電話の対応、庁舎内の戸締り確認及び国旗等の掲揚に関する業務。）																	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	5,177,024円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課																	
件 名	公共駐車場管理業務委託																	
契 約 内 容	(業務内容) ・公共駐車場利用者を効率よく円滑に入車・出車できるよう管理等を行う。 (業務時間) ・開庁日：午前8時00分から午前10時00分まで（時間延長あり） ・閉庁日：午前8時00分から午後5時00分まで（時間延長あり）																	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	1,052,296円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、高齢者の雇用機会の確保を講じると共に、地域に居住する高齢者の豊かな経験・能力を活用することで、高齢者福祉の増進を図り活力ある地域づくりへの貢献を目的とする。 上記目的の達成のため、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な公益社団法人犬山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課	
件 名	高齢者活動センター管理委託	
契 約 内 容	高齢者活動センターの利用者受付業務及び施設維持管理	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,683,324円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課																	
件 名	福祉活動センター管理委託																	
契 約 内 容	福祉活動センターの利用者受付業務及び施設維持管理																	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	1,809,179円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課	
件 名	老人憩の家管理委託	
契 約 内 容	老人憩の家の利用者受付業務及び施設維持管理	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	6,810,208円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課																	
件 名	老人福祉センター管理委託																	
契 約 内 容	老人福祉センターの利用者受付業務及び施設維持管理																	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	4,669,781円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	犬山市ひとり暮らし高齢者あんしんコール業務委託	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者にあらかじめ決められた曜日に電話またはビデオ通話をすることで日々の安否確認を行う業務	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益財団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,333,075円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では、自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業の実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	犬山市さくら工房施設管理業務																	
契 約 内 容	犬山市さくら工房の受付業務																	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	1,635,108円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	犬山市民健康館施設管理業務																	
契 約 内 容	犬山市民健康館の総合受付及び入浴受付業務																	
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	9,696,300円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん選別等業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された空きびんの再生処理実施前に行う種類別の分別および破碎業務	
契 約 期 間	契約締結日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人 まみずの里	
契 約 金 額	2,955,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	市内の障害福祉事業所のうち、空きびん選別等業務が可能な業者が上記の事業所のみであり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから随意契約による契約を締結。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	学校環境整備派遣業務委託																									
契 約 内 容	校内及び外周の除草・清掃、低樹木及び植え込みの剪定、校内施設及び器具の点検・整理・簡易な修理に関する業務																									
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会																									
契 約 金 額	1,267円/時間																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域に居住する高齢者の豊かな経験及び能力の活用、共働及び共助による就業及び福祉の増進並びに活力ある地域社会づくりへの貢献のため、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会に対し、業務委託する。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	栗栖芝生広場等維持管理委託																	
契 約 内 容	(1) 栗栖芝生広場及びキャンプ場 ア. 芝生業務 イ. 芝の補修業務 ウ. 施肥業務 エ. 芝の生育を妨げる雑草等の除草及び清掃 (2) エナジーサポート株式会社グラウンド ア. 除草業務(撤去・処分を含む) イ. 芝刈業務(撤去・処分を含む)																	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	2,078,190円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	犬山市学習等供用施設管理業務委託																	
契 約 内 容	犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例及び犬山市学習等供用施設の管理及び運営に関する条例施行規則に基づいた、各地区（犬山南・上野・城東・羽黒・楽田・丸山）学習等供用施設の管理業務																	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	20,128,950円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課																									
件 名	犬山市公民館管理業務委託																									
契 約 内 容	犬山市公民館の設置及び管理に関する条例及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づいた、各地区（善師野・塔野地）犬山市公民館の管理業務																									
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																									
契 約 金 額	3,773,010円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市民文化会館・犬山市南部公民館管理業務	
契 約 内 容	1. 業務内容 【犬山市民文化会館】 (1)施設及び備品の管理 (2)電気設備及び冷暖房設備の運転操作 (3)施設利用者の管理及び指導 (4)電球交換等の軽微な修繕 【犬山市南部公民館】 (1)施設及び備品の管理 (2)開錠・施錠の管理 (3)施設利用者の管理及び指導 2. 業務を要する期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
契 約 期 間	令和 3年4月1日から令和 4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和 3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	4,677,648円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	木曾川犬山緑地公衆便所清掃委託	
契 約 内 容	(1) 便所清掃 (2) ペーパーの補充 (3) 便槽の尿尿量確認(管理棟南側便所は不要)及び「清掃確認表」への記入	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	912,456円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を図り、地域社会との相互交流・連携を目指すことを目的とした公共性の高い社団法人と「高齢者の雇用の安定等に関する法律」において位置づけられている。また同法では自治体等は定年退職者等高齢者の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとされている。当市においても、この事業実施にあたり多数の高齢者に地元での就業機会を提供できるものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するシルバー人材センターを受注者とし随意契約する。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課																									
件 名	犬山市文化史料館本館・南館管理業務委託																									
契 約 内 容	1. 業務内容 (1) チケットや物品の販売 (2) 売上や入館者数の帳簿への記入 (3) 問合せ対応や観覧者への注意喚起 (4) 監視カメラのチェック (5) 1階部分の清掃（南館のみ） (6) 夜間利用の対応 2. 業務を要する期間 (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで																									
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和3年4月1日																									
契 約 相 手 方	（公社）犬山市シルバー人材センター																									
契 約 金 額	金5,153,148円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、市内の高齢者に就労機会を与え、地域福祉の増進、地域活性化を図るため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課